

たらぎ



たばこ優良耕作者をたたえ 生産者4名が町長賞を受賞



江上さん 福嶋さん 小田さん 宮田さん

3月23日、令和元年度多良木支部耕作者大会（熊本県たばこ耕作組合多良木支部主催）で町長賞を受賞された4名が、町長を表彰訪問されました。

この大会は、葉たばこの生産者に対して、各部門ごとに優秀な成績を収めた方を表彰するものです。受賞者は、左記のとおりです。

各部門において受賞された皆さま、誠におめでとうございます。

▼町長賞受賞者

【1キロあたり代金優良者の部】
福嶋 重實 小田 康宣
宮田 順平
【売渡し代金優良者の部】
江上 幸廣

「多良木学園」は初めて 指定管理三者と協定



「社会福祉法人
つつじヶ丘学園」
恒松施設長

「あいあいスポーツ
クラブたらぎ」
彌永会長

「多良木町物産
館利用組合」
甲斐組合長

町は3月30日、「社会福祉法人つつじヶ丘学園」、「多良木町総合型地域スポーツクラブあいあいスポーツクラブたらぎ」、「多良木町物産館利用組合」の三者と管理運営に関する協定を締結しました。

指定期間は4月からで、多良木学園が2年間、町民体育館と武道館、多目的総合グラウンドが3年間、多良木町物産館が5年間です。

5月号

- P. 2 トピックス
- P. 4 私たちのまちの家計簿
- P. 9 保健センターだより
- P. 10 「新型コロナウイルス感染症」に関する町の取り組みについて
- P. 12 国民年金インフォメーション
- P. 13 教育委員会だより
- P. 14 令和2年度
多良木町補助金一覧
- P. 18 国税だより、障害のある人へ
- P. 19 風力発電、庁舎内配置変更
- P. 20 新規採用職員・
3月退職者等の紹介
- P. 21 職員名簿と各課連絡先
- P. 22 お知らせ
- P. 23 くらしのカレンダー
- P. 24 社協だより

今月の表紙



メロンの出荷作業をしている様子

(R2.4.24 撮影)

4月初旬頃から、上球磨選果場ではメロンの出荷作業が始まっています。大きさごとに仕分けをされたメロンは、箱詰め後、関東・関西地方へと出荷されます。

固定資産評価審査委員

澤村さんへ辞令交付



4月6日、役場応接室において、吉瀬町長から町固定資産評価審査委員会委員に選任された澤村秀富さん（黒肥地西9区）へ、辞令が交付されました。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に係る審査申出などについて、中立的・専門的な立場から審査及び決定その他の事務を行います。

活力ある住みよい町づくりを目指して

地方創生顧問へ辞令交付



昨年度に引き続き町では、内閣府が実施している地方創生人材支援制度を活用して、公立大学法人熊本県立大学名誉教授の明石照久さん、熊本大学大学院生命科学研究部助教の新森加納子さんに地方創生顧問（特別職非常勤職員）の委嘱状を交付しました。

明石顧問には地方創生全般、計画策定業務、町職員を対象とした研修講師等の業務、新森顧問には6次産業化事業、商品開発やブランド化等の技術指導に取り組んでいただきます。

任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

令和2年度 多良木町消防団辞令交付式



退職分団長（隊長）へ感謝状と記念品を贈呈

4月12日、入退団式とポンプ操法大会を多目的総合グラウンドで行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となり、辞令交付式・退職分団長感謝状贈呈式のみが4月11日、役場前駐車場で行われました。ポンプ操法大会に向けて日々、訓練を行われた団員の皆さま、大変お疲れ様でした。

また、今回退職された5名の分団長（隊長）へ、感謝状と記念品の贈呈。

その後、昨年開催された「球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会」で優秀な成績を収められた菅野元則ラッパ隊員へ、熊本県消防協会球磨支部長表彰の伝達式が行われ、最後に、杉野団長から新分団長（隊長）と新指導員へ辞令の交付が行われました。



新分団長（隊長）

【退職分団長（隊長）】（敬称略）	
前4分団長	高野 聡宏
前6分団長	竹中 忍
前9分団長	谷脇 浩充
前10分団長	五家 康之
前女性消防隊長	愛瀬 千晶
【新分団長（隊長）】（敬称略）	
4分団長	林田 貴浩
6分団長	川邊 亮一郎
9分団長	宮崎 寛人
10分団長	菅野 元則
女性消防隊長	瀧森 栞
【新指導員】（敬称略）	
高野 聡宏・竹中 忍	
谷脇 浩充・五家 康之	
愛瀬 千晶・坂口恵里子	
弘田 宏美	

私たちのまちの家計簿

令和元年度下半期 町の財政事情

1 収入および支出の概況

本町の令和元年度下半期（令和2年3月末日現在、予算については3月補正後）において、各会計ごとの収入および支出の状況は次のとおりです。

一般会計 予算額総額：69億5,525万円

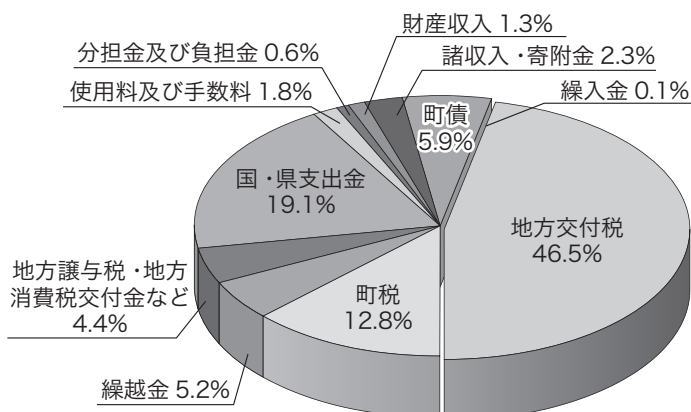
地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、他の特別会計で計上される以外のすべての経費を処理しています。

令和元年度は当初予算額68億200万円に6回の補正を行い、1億5,325万円を追加しています。

歳入

（単位：万円）

科目	区分	説明	予算額 A		収入済額 B		収入率 B/A
			金額	構成比	金額	構成比	
町税	税	町民の方々から納付していただいた税金	78,546	11.3%	80,110	12.8%	102.0%
地方譲与税	税	国が国税として徴収し、一定基準によって町に譲与される税	7,978	1.2%	8,068	1.3%	101.1%
利子割交付金等		預金利子等の所得に対し分離課税される県民税収入から町に交付されるもの	754	0.1%	370	0.1%	49.1%
地方消費税交付金		消費税から地方消費税として町へ交付されるもの	17,145	2.5%	17,145	2.7%	100.0%
自動車取得税交付金		県に納付された自動車取得税の約70%を交付	775	0.1%	846	0.1%	109.2%
地方特例交付金		地方税の減税に伴う減収額を補てんするため国から交付	950	0.1%	951	0.2%	100.1%
地方交付税		町が自主的に行政を執行できるよう国から交付される財源	260,232	37.4%	290,678	46.5%	111.7%
交通安全対策特別交付金		町が交通安全施設の整備を行うため交付	84	0.0%	84	0.0%	100.2%
分担金及び負担金		保育園の保護者負担金等	6,877	1.0%	3,682	0.6%	53.5%
使用料及び手数料		各種施設の使用料等	10,616	1.5%	11,034	1.8%	103.9%
国庫支出金		国が交付する補助金等	77,948	11.2%	72,560	11.6%	93.1%
県支出金		県が交付する補助金等	76,421	11.0%	46,945	7.5%	61.4%
財産収入		町有林の間伐木売却収入等	8,495	1.2%	8,225	1.3%	96.8%
寄附金		町民の方々からの寄附金	3,053	0.4%	3,099	0.5%	101.5%
繰入金		基金等からの繰入金	14,549	2.1%	482	0.1%	3.3%
繰越金		前年度繰越金	32,580	4.7%	32,580	5.2%	100.0%
諸収入		健康診断個人負担金等雑収入	12,930	1.9%	11,233	1.8%	86.9%
町債		国などから借りた借金等	85,295	12.3%	36,535	5.9%	42.8%
環境性能割交付金		自動車取得税交付金の廃止に伴い、自動車取得時に賦課される自動車税環境性能割の一部が交付される	297	0.0%	211	0.0%	71.0%
合 計			695,525	100%	624,838	100%	89.8%

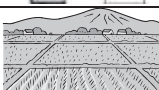
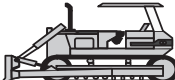


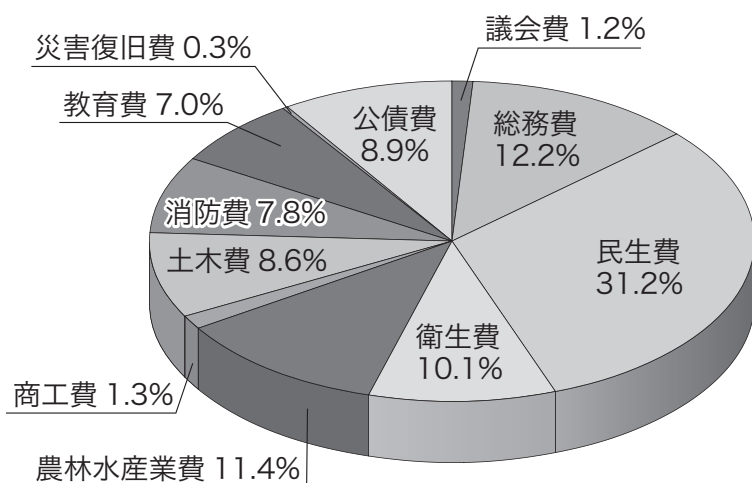
収入済額 62億4,838万円の構成

主な収入済額は、地方交付税29億678万円、町税8億110万円、地方消費税交付金1億7,145万円で、全体の収入率は89.8%となっています。なお、国県支出金や町債など工事等に伴う歳入については、出納閉鎖（5月31日）前に収入予定となっています。

歳 出

(単位：万円)

科目	区分	予算額A		支出済額B		支出率 B/A
		金 額	構成比	金 額	構成比	
議 会 費 議会の開催など		8,051	1.2%	7,837	1.2%	97.3%
総 務 費 施設管理・電算・広報など		93,287	13.4%	77,993	12.2%	83.6%
民 生 費 福祉事業・子育て支援など		206,633	29.7%	198,784	31.2%	96.2%
衛 生 費 ごみ処理・住民検診など		65,123	9.4%	64,082	10.1%	98.4%
農 林 水 産 業 費 農地、森林整備など		76,142	10.9%	72,474	11.4%	95.2%
商 工 費 商工業の振興、観光など		8,397	1.2%	8,305	1.3%	98.9%
土 木 費 道路、河川の整備など		64,081	9.2%	54,463	8.6%	85.0%
消 防 費 消防活動、災害対策など		65,081	9.4%	49,618	7.8%	76.2%
教 育 費 各学校の管理など		46,013	6.6%	44,555	7.0%	96.8%
災 害 復 旧 費 道路、農地、林道の復旧		4,939	0.7%	2,058	0.3%	41.7%
公 債 費 借金の返済		57,058	8.2%	56,651	8.9%	99.3%
予 備 費		720	0.1%	0	0.0%	0.0%
合 計		695,525	100.0%	636,820	100.0%	91.6%



支出率は91.6%で、歳入と同様に工事等に伴う歳出については、出納閉鎖前に支出予定となっています。

特別会計予算額合計：34億5,333万円

特定の事業を行うときなどに経理を他の会計と区別する必要があるとき法律や条例に基づいて設置しています。

●国民健康保険特別会計

国民健康保険事業の歳入歳出等の財務に関する会計。

●後期高齢者医療特別会計

75歳以上の方及び65歳以上の一定以上の障害のある方への医療サービスを提供するための会計。

●介護保険特別会計

介護保険事業の歳入歳出等の財務に関する会計。

●久米財産区特別会計

区有林経営事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るために設置。

●下水道事業特別会計

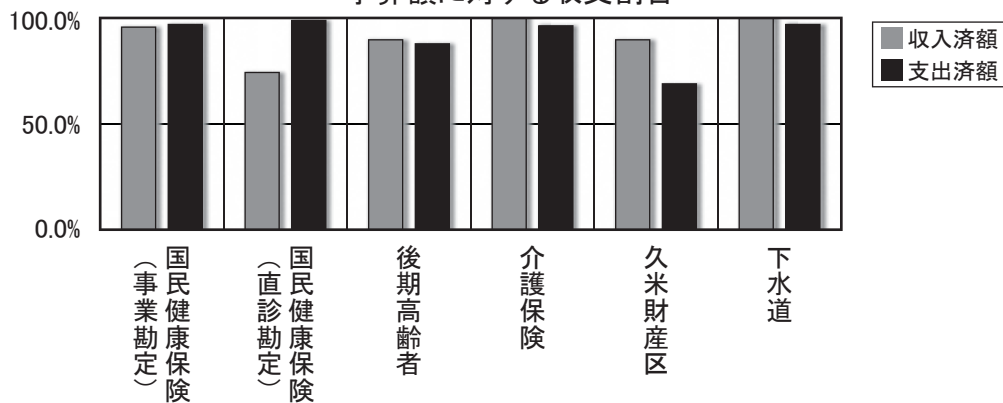
下水道事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るために設置。

各特別会計収支状況

(単位:万円)

会計名	区分	予算額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計(事業勘定)		143,446	139,009	96.9%	140,709	98.1%
国民健康保険特別会計(直診勘定)		1,036	779	75.2%	1,031	99.5%
後期高齢者医療特別会計		14,763	13,373	90.6%	13,110	88.8%
介護保険特別会計		155,920	158,003	101.3%	151,907	97.4%
久米財産区特別会計		935	851	91.0%	648	69.3%
下水道事業特別会計		29,233	29,322	100.3%	28,876	98.8%
合 計		345,333	341,337	98.8%	336,281	97.4%

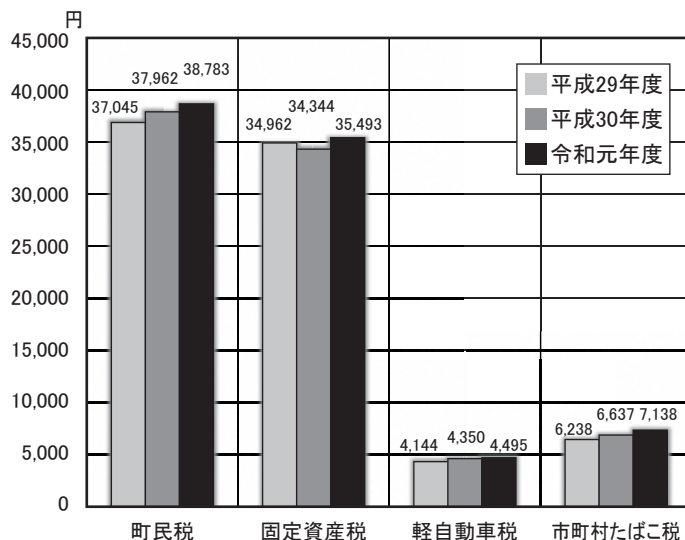
予算額に対する収支割合



2 住民負担の状況

令和元年度の住民一人当たりの町税の負担額 85,909円

令和2年3月末日における町税全体(国民健康保険税を除く)の調定額は8億110万円で、これを多良木町の人口9,325人(令和2年3月31日現在)で割ると、住民一人当たり85,909円となります。



●町民税

個人及び法人等に対し「所得割」または「均等割および所得割もしくは法人税割の合計額」によって賦課される税。

●固定資産税

固定資産(土地、家屋及び償却資産)に対し賦課される税。

●軽自動車税

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対し賦課される税。

●市町村たばこ税

たばこの製造者等が、製造たばこを小売業者に売り渡す場合において賦課される税。

3 公営事業の経理の状況(上水道事業会計)

令和2年3月末日における上水道事業会計の経理の状況は、次のとおりです。

収益的収入および支出		(単位:万円)		
区 分		予算額 A	収支済額 B	B/A
収入	水道事業収益	17,610	17,825	101.2%
	内 営 業 収 益	15,905	16,146	101.5%
	内 営 業 外 収 益	1,705	1,679	98.5%
支出	水道事業費用	17,506	16,107	92.0%
	内 営 業 費 用	15,672	14,926	95.2%
	内 営 業 外 費 用	1,834	1,181	64.4%
	特別損失	0	0	

資本的収入および支出		(単位:万円)		
区 分		予算額 A	収支済額 B	B/A
収入	資本的収入	0	22	0.0%
	内 企 業 債	0	0	0.0%
	内 出 資 金、負 担 金	0	22	0.0%
支出	資本的支出	13,979	11,781	84.3%
	内 建 設 改 良 費	9,494	7,296	76.8%
	内 企 業 債 償 還 金	4,485	4,485	100.0%

※ 資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度損益勘定留保資金で補てんするものとする。

4 財産、公債および一時借入金の現在高

公有財産の状況

令和2年3月末日における公有財産の状況は、次のとおりです。

項 目		土 地 m ²	建 物	
			延面積 m ²	棟 数
行政財産	本 庁 舎	13,037	5,133	11
	その他の施設	1,878	2,078	17
	公 共 用 財 産			
	小 学 校	75,472	14,917	29
	中 学 校	30,746	7,418	16
	公 営 住 宅	67,955	19,727	128
	公 園	26,145	315	11
	そ の 他	220,656	21,507	87
	山 林	491,278		
	計	927,167	71,095	299
普通財産	宅 地	48,333	1,275	13
	山 林	11,944,628		
	原 野	461,435		
	そ の 他			
	計	12,454,396	1,275	13
合 計		13,381,563	72,370	312

●行政財産

地方公共団体において公用または公共用に供し、または供する事と決定した財産。

●普通財産

行政財産以外の一切の財産。(行政財産と異なり、直接的に行政執行上の手段として使用されるものではなく、間接的に町の行政に貢献させるため、管理処分がされるべき性質のもの)

公債現在高の状況 公債現在高総額(一般会計及び特別会計) 72億1,867万円

一般会計(借入先別) (単位:万円)

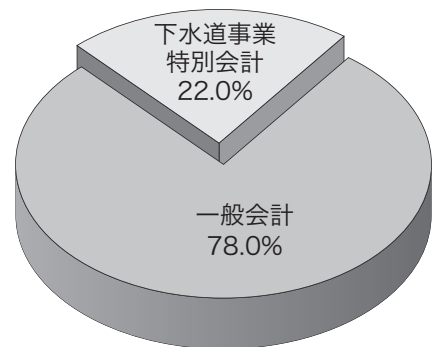
借入先	元金	平成30年度末現在高	令和元年度発行予定額	令和元年度償還元金	差引現在高
1 政府資金		467,836	48,375	49,329	466,882
財政融資資金		460,510	48,375	47,743	461,142
簡易生命保険資金等		7,326	0	1,586	5,740
2 地方公共団体金融機構		56,977	43,550	4,242	96,285
3 市中銀行		0	0	0	0
4 その他の金融機関		0	0	0	0
5 共 済 等		0	0	0	0
6 そ の 他		0	0	0	0
合 計		524,813	91,925	53,571	563,167

特別会計 (単位:万円)

会 計	元 金	平成30年度末現在高	令和元年度発行予定額	令和元年度償還元金	差引現在高
下水道事業特別会計		171,834	800	13,934	158,700
合 計		171,834	800	13,934	158,700

※万円単位以下を四捨五入で表示しているため差引現在高に誤差が生じる場合があります。

公債現在高の構成



一時借入金現在高の状況

令和2年3月末日現在 一時借入金現在高	なし
---------------------	----

●一時借入金

会計年度中に一時的に収支の不均衡を生じ、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために地方公共団体が借り入れる借入金をいう。

一時借入金は、予算には歳入として計上しないものであり、その会計年度の歳入をもって、その会計年度において、償還しなければならない。

5 町の借入金及び預金

町の借入金は、令和元年度末予定で一般会計及び特別会計を合わせると72億1,867万円となり、前年より1億8,270万円増加しており、住民1人当たり77.4万円となります。

また、町の預金は、令和元年度末予定で21億6,347万円となり、前年より7,301万円増加しており、住民1人当たり23.2万円となります。

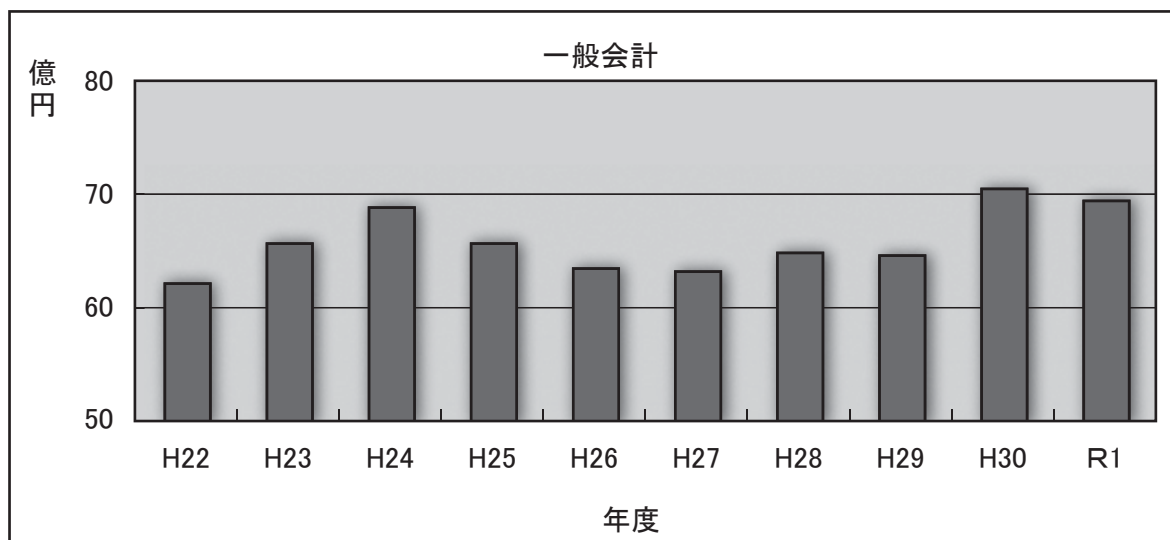
借入元金現在高 (公債現在高)	預金残高 (基金残高)
1人当たり 77.4万円	1人当たり 23.2万円

令和2年3月31日現在 人口：9,325人

6 町予算10年間の推移

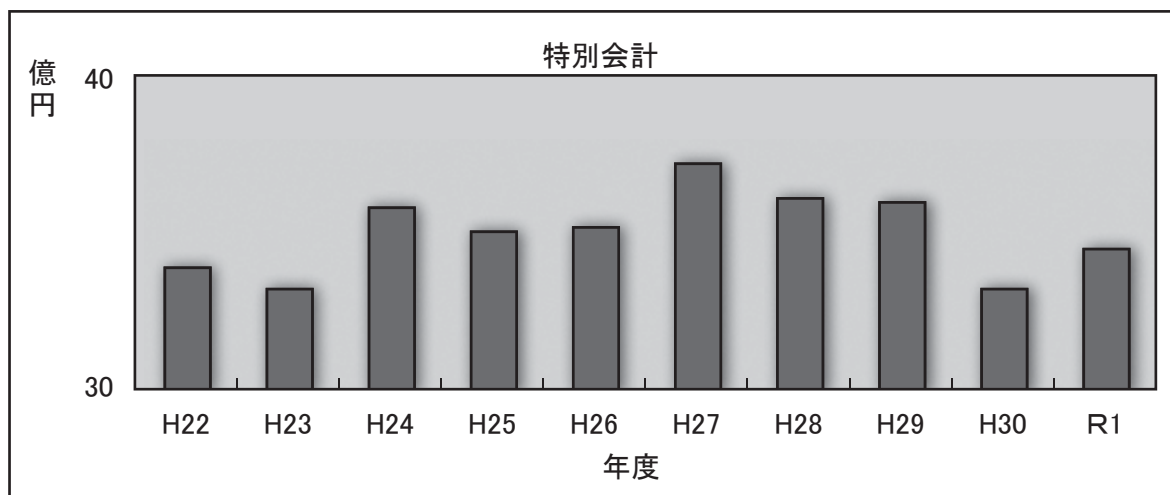
令和元年度の予算額（令和2年3月末日現在）は、一般会計で69億5,525万円、特別会計を合わせると、104億858万円で、前年より2,342万円増えています。

一般会計予算の総額は、対前年比1億666万円の減額となりますが、主な減額の要因として前年度に公債費の繰上げ償還を行ったことなどが挙げられます。



特別会計には、国民健康保険（事業勘定）、国民健康保険（直診勘定）、介護保険（H12～）、後期高齢者医療、久米財産区、下水道の6つの事業会計（上水道公営事業を除く。）があります。

特別会計予算の総額は、34億5,333万円で対前年比1億3,008万円の増額です。国民健康保険（事業勘定）において、基金積立の実施や保険給付費の増額などにより、本年度予算額は増額となっています。



糖尿病を予防しましょう

～ 食事について ～

糖尿病は、加齢・遺伝・肥満・運動不足等が原因となって血糖値のコントロールを失い、高血糖状態が継続する病気です。高血糖状態が継続することによって、糖尿病合併症（糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経障害など）を引き起こす可能性があります。

糖尿病の食事療法は、血糖値のコントロールを助け高血糖状態が継続することを避けることにより、合併症を予防することを目的に行われるものです。

自分に何ができるか考えてみましょう。

1. こんな食べ方していませんか？チェックしてみましょう

- | | | |
|---|------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 早食い | ☐ 満足するまで食べる | ☐ 朝食を食べない |
| ☐ 甘い飲み物をよく飲む | ☐ 間食をする | ☐ お酒をよく飲む |
| ☐ 炭水化物の重ね食いをよくする | ☐ 野菜が不足している | ☐ 夕食の時間がいつも遅い |
- (ご飯とラーメン、パンとパスタなど穀類同士)

2. 適正体重を調べてみましょう

身長(M) × 身長(M) × 22 = 適正体重

以下の式で数値が25以上だと「肥満」と判定されます。

BM I = [体重(kg)] ÷ [身長(M) × 身長(M)]

BM I が30以上ある人は、出来る目標を設定し、段階的に体重の3%を減量することを目指しましょう。

3. 食事のポイント

- 1) 糖質（ご飯・パン・麺）をやや控えめにし、たんぱく質（肉、魚、卵、大豆、大豆製品）を増やします。但し、糖尿病・腎臓病の人は主治医の指示に従いましょう。
- 2) 食事の基本は、主食・主菜・副菜です。（副菜は2品食べましょう）
＜コンビニ等での簡単な組み合わせ例＞

おにぎり(主菜)

野菜サラダ(副菜)・ゆで卵(主菜)
インスタントの汁物(みそ汁・豚汁)(副菜)

カツサンド(主食、主菜)

野菜サラダ(副菜)
各種カップスープ(副菜)

- 3) 食べ方は、ゆっくりと、野菜、汁物、肉、魚から食べて、主食（炭水化物）は後に食べましょう。（こうすることで、食後の血糖値の上昇がゆるやかになります。）

＊空腹の状態、糖分の多い食品（菓子パン・ケーキ・甘い飲み物等）を大量に食べると体内に吸収されやすくなり、食後高血糖を起こす可能性があります。気を付けましょう。

厚生労働省ホームページ参照 / 日本糖尿病協会糖尿病食事療法参照

《お知らせ》

町では、食生活改善推進員（食改）の方と一緒に、生活習慣病予防の料理実習や講話を、希望される地域で実施しております。希望される方は、食改事務局（保健センター） ☎42-1100までお電話下さい。お待ちしております。

「新型コロナウイルス感染症」に関する 町の取り組みについて

多良木町では、4月7日に対策本部を設置しました。

4月20日現在で、本町が取り組んでいる支援等については次のとおりです。

【マスクの配布】

感染拡大防止のため、町内の小中学校や福祉施設等へ、町で備蓄しているマスクを15,400枚、配布しました。

○町内福祉関係事業所（21事業所）7,100枚

○町内小中学校 8,300枚

【農林商工業者への経済対策支援】

感染拡大による影響により経営が悪化した農林商工業者の皆さまに対して、町独自の補助制度の創設等、経営安定に向けた支援の実施について協議、検討を進めています。

【各種相談窓口の設置をしています】

〈多良木町の窓口〉

○休業や失業等により減収となった世帯に対する特例貸付けに関する相談窓口

多良木町社会福祉協議会

☎0966-42-1112

○商工業者の減収等に対する支援相談窓口

多良木町商工会

☎0966-42-2525

○多良木町の相談窓口

- ・健康に関する相談 多良木町保健センター ☎0966-42-1100
- ・農林業に関する相談 農林課 ☎0966-42-1252
- ・商工業に関する相談 企画観光課 ☎0966-42-1257

〈その他窓口〉

○帰国者・接触者に対する相談窓口 人吉保健所 ☎0966-22-3107

○中小企業・小規模事業者に対する相談

- ・九州経済産業局 産業部 中小企業課 ☎092-482-5447
- ・日本政策金融公庫 熊本支店（中小企業事業） ☎096-352-9155
- ・日本政策金融公庫 熊本支店（国民生活事業） ☎096-353-6121
- ・商工中金 熊本支店 ☎096-352-6184
- ・県商工振興金融課 ☎096-333-2314

※ 売上減少などが生じている県内中小企業は、県の融資制度を受けることができます。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

「熊本県 新型コロナウイルス感染症 相談窓口」

検索 

○宿泊事業者向けの特別相談窓口

九州運輸局観光部観光企画課

☎092-472-2330

○ひとり親家庭の方々に対する相談

- ・熊本県ひとり親家庭福祉協議会 ☎096-331-6736
- ※LINEでの相談も受けています。
- ・球磨福祉事務所（球磨地域振興局内） ☎0966-22-1040

○求職者、労働者、事業主などに関する相談

熊本労働局雇用環境・均等室（総合労働相談コーナー）

☎096-352-3865

年金相談会の日程について

- ① 会場及び開催日 多良木町役場 1 階 町民相談室
 ○令和 2 年 6 月 1 0 日(水) ○令和 2 年 6 月 2 4 日(水)
 ○令和 2 年 7 月 8 日(水) ○令和 2 年 7 月 2 2 日(水)

相談会スケジュール

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1 人吉	2	3 錦	4	5	6
7	8 人吉	9	10 多良木	11	12	13
14	15 人吉	16	17 錦	18	19	20
21	22 人吉	23	24 多良木	25	26	27
28	29 人吉	30				

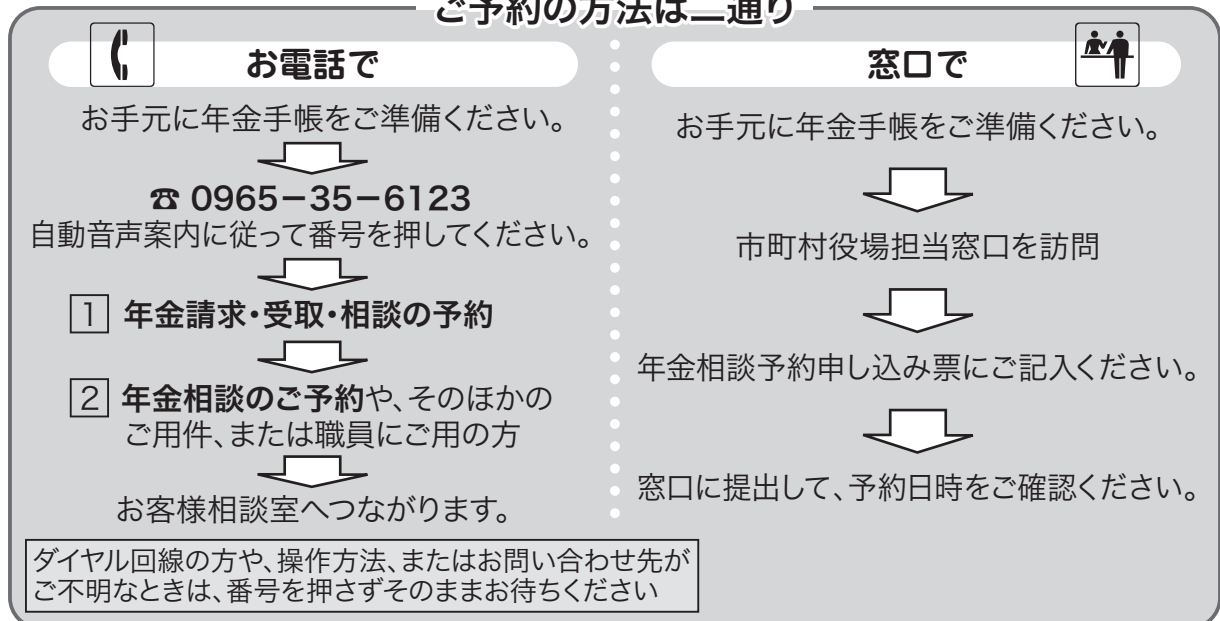
7 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1 錦	2	3	4
5	6 人吉	7	8 多良木	9	10	11
12	13 人吉	14	15 錦	16	17	18
19	20 人吉	21	22 多良木	23	24	25
26	27 人吉	28	29 錦	30	31	

- 多良木会場 多良木町役場 1 階 町民相談室
 ○錦会場 錦町社会福祉協議会(温泉センター) ○人吉会場 人吉市東西コミュニティーセンター

- ② 予約について *年金相談会は完全予約制になっております。
 《電話受付時間》 月曜日 8:30~19:00 ※祝日の場合は、火曜日
 火~金曜日 8:30~17:15
 第 2 土曜日 9:30~16:00
 ※キャンセルされる場合は、必ずご連絡をお願いします。

予約先 日本年金機構八代年金事務所 お客様相談室 電話0965-35-6123

ご予約の方法は二通り



- ③ 「ねんきんダイヤル」からも予約ができます。 ☎ 0570-05-1165
 予約相談の実施時間帯 月曜日 8:30~19:00 ※祝日の場合は、火曜日
 火~金曜日 8:30~17:15
 第 2 土曜日 9:30~16:00

※予約相談希望日の 1 ヶ月前から前日まで受付しています。
 ※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。



【問合せ先】 八代年金事務所 ☎0965-35-6123 多良木町役場 健康・保険課 ☎0966-42-1255

指導主事の紹介

多良木町教育委員会では、本年度も指導主事を配置しています。

多良木町内各小・中学校の学力向上や生徒指導に関するアドバイス、また、各種研修会の企画立案等、教育全般に渡る仕事に携わりますので、よろしくお願いします。

多良木小学校に2年間勤務し、この4月から教育委員会にお世話になっております。

はじめて教育行政に携わります。多良木町のために精一杯頑張ります！



早田 靖伸

地域人権教育指導員の紹介

多良木町教育委員会では、本年度も地域人権教育指導員を配置しています。

各地区での人権教育や人権啓発等に活用していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

4月より教育委員会にお世話になっております栃原秀明です。

多良木町の教育の充実・発展に力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



栃原 秀明



第70回 郡民体育祭日程



種 目	日 時	開会式	会 場	備 考
グラウンド・ゴルフ	延 期			
ゴ ル フ	中 止			
ソフトボール	6月13日(土)	9:00	錦町民グラウンド	
	6月14日(日)	9:30	錦町国体記念球場	
弓 道	6月14日(日)	8:30	錦町弓道場	
球 技 等	7月 4日(土)		各会場	
	7月 5日(日)			
陸上競技	7月12日(日)	8:30	多良木町多目的総合グラウンド	
ゲートボール	7月14日(火)	9:00	球磨村総合運動公園	
水 泳	7月19日(日)	9:00	湯前町B & G海洋センター	

※参加者を募集しております。上記種目に興味がある方は、多良木町教育委員会☎42-1267 まで、お気軽にご連絡下さい。

令和2年度 多良木町助成事業一覧

多良木町の助成事業について概要を掲載しています。対象や内容などにつきましては記載している他にも条件や一部例外などもありますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。

住まいに関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
多良木町住宅リフォーム事業	対象工事費が10万円以上かつ、町内の登録業者を利用してリフォーム工事を行う一般世帯	居住している建物や貸家目的に所有している建物の維持および機能向上のために行う増改築、模様替えなどの工事に対する補助	補助対象工事費の20% 上限20万円	令和2年 4月1日～ 令和3年 2月26日 ※予算がなくなり次第終了	環境整備課 (下水道係) ☎42-1259
多良木町浄化槽設置整備事業	下水道処理区域外の一般世帯	合併処理浄化槽を設置する場合、または既設の単独処理浄化槽を撤去して設置する場合の整備に対する補助	5人槽 502,000円～		
多良木町排水設備接続促進事業	下水道処理区域内の一般世帯及び事業所	くみ取り便所を水洗便所に改造するための配管工事、浄化槽を廃止し公共下水道に接続するための工事	補助対象工事費の30% 上限15万円		
多良木町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金	住宅の所有者で町税などを滞納していない者	耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅などに耐震設計・改修・建替えなどを行う費用に対する補助	最高100万円。 ただし、助成内容により補助率が変わるため、事前相談が必要	随時、相談受付。 ※予算がなくなり次第終了	環境整備課 (建設係) ☎42-1259
支障木伐採除去事業補助金	支障木の所有または管理する者	町内の道路などに繁茂し、通行の妨げになる樹木の伐採に要する費用に対する補助	補助対象の1/2以内 上限10万円		
多良木町土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	土砂災害危険住宅に居住している者	土砂災害特別警戒区域等にある建築物で住宅用(賃貸住宅を除く)に供するものからの移転にかかる経費の補助	上限額300万円 ただし、条件によって最高額330万円		
多良木町危険ブロック塀など安全確保支援事業補助金	避難路などに面する危険なブロック塀などを所有する者	危険なブロック塀などの撤去工事に要する費用に対する補助	補助対象の2/3以内 上限20万円	令和2年10月末 ※予算がなくなり次第終了	環境整備課 (建設係) ☎42-1259 熊本県建築住宅センター ☎096-385-0771
多良木町アスベスト調査分析事業補助金	建築物の所有者などで町税などを滞納していない者	建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有調査費用に対する補助	補助対象の100% 上限25万円	随時、相談受付。	
熊本県住宅耐震化支援事業補助金	原則として住宅所有者	県内にある戸建木造住宅のうち、住宅所有者が現に住んでいるもので、昭和56年5月31日以前に着工した住宅などに対し、耐震診断を行うための補助	定額負担 図面あり 5,500円 図面なし 19,000円	※予算がなくなり次第終了	

住まいに関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
多良木町木材需要拡大促進事業	町内で自ら居住するための住宅を新築する者	多良木産材を使用し、多良木町の業者により新築することで、町内の木材利用促進につなげるための補助	木材価格の50% 上限100万円	通年 ※予算がなくなり次第終了	農林課 ☎42-1252
家庭用生ごみ処理機等購入設置補助	町民	処理容器 1世帯2台まで、 処理機 1世帯1台までの 購入設置に対する補助	補助率50% (千円未満切捨) 上限 処理容器 3,000円/台 処理機 30,000円/台	通年 ※予算がなくなり次第終了	町民福祉課 生活環境係 ☎42-1256
多良木町自然災害等による被害復旧事業	10万円以上の工事等であり、町内の業者を利用して、修繕工事などを行なう者	暴風や豪雨などの自然現象により、被害を受けた住宅などの修繕工事などに要する経費の補助	補助対象工事費の20% 上限20万円	修繕工事などを行う前に、事前審査が必要	総務課 ☎42-6111

子育てに関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
出生祝い金	町内に居住している保護者で、引き続き町内に3年以上居住することを確約し、生まれた子どもは出生時に多良木町の住民であること	町民の定住と人口増を目指し、活気あふれた多良木町を築くための助成	第1・2子： 100,000円 第3子： 150,000円 第4子： 200,000円 第5子以降： 250,000円 うち、50,000円は多良木町商工会商品券	出産日から60日以内	子ども対策課 ☎42-1262
通学費助成金	多良木町から人吉球磨地域の高等学校などに公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者など	通学に係る経済的負担を減らし、子育て環境の整備や魅力ある地域づくりの推進を図るための助成	通学定期券として購入した額の3分の1	定期券対象月の翌月から6ヶ月	
子ども医療費助成	町内に居住する0歳から18歳までの子ども	子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成を図るため、子どもの医療費を助成	医療費の自己負担分 ※ただし、窓口無料となる方と申請後に償還される方がいます	保険医療機関で診療を受けた日が属する月の末日から起算して6ヶ月以内	
保育料子育て支援軽減	3歳未満の保育園入園児で、国の軽減対象とならない第1子と第2子	保育園に通っている全ての子どもが、何らかの軽減を受け、保育料に係る経済的負担を軽減するための助成	町基準額保育料の20%軽減	申請の必要なし	
副食費多子世帯軽減	副食費徴収対象児で、18歳未満の子どものうち第3子以降の子どものうち	18歳未満の子どものうち、第3子以降の子どもの副食費を全額補助	4,500円		

商 工業等に関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
農林商工担い手 対策補助金	農林商工業の中で新 たな事業主、又は現事 業主の後継者(50歳 以下)	将来本町の中核的な担い手 を目指す多良木町に住所を 有する者に就業祝い金とし て町が補助	30万円	通年	農林課 ☎42-1252 企画観光課 ☎42-1257
多良木町中小 企業振興補助	町内の中小企業者など	工場・店舗等の敷地造成お よび構築物の設置。高度化 設備などに対する補助	対象事業費の15 %以内。 上限450万円。 正規雇用者が50人 以上の場合は 1,350万円。	通年	企画観光課 ☎42-1257
商工業など支援 資金貸付	町内に原則として1 年以上継続して同一 事業を営んでいる者	中小企業などの経営安定ま たは合理化に資するため、 商工業などの支援資金の貸 付けを行う設備資金並びに 経営の安定に資する運転資 金を補助	上限は、設備資金 300万円。 運転資金は 100万円。		
雇用促進のための 支援	町内に事務所または 事業所がある中小企 業者など。 ただし、国または県の 雇用助成制度を受給 していない中小企業 者などとする。	①多良木町内に居住する 15歳以上50歳以下の者を、 正規雇用者として新規に1 年以上雇用する場合の補助 ②新規被雇用者の技術取得 を目的とした場合、研修にか かった費用の半額を上乗せ	①1人当たり12 万円まで、1事業 者60万円を上限 ②1人当たり5万 円上限 ※ただし、1年以 内で退職した場 合は、補助金を 返還		
信用保証料補助	町内に事務所または 事業所があり、かつ町 税の滞納がない中小 企業者	熊本県中小企業融資制度要 項に規定する資金に必要な 信用保証料を助成	2分の1以内で 上限10万円		
空き家・空き店舗等 活用事業補助金	町に住所を有するま たは開業日までに住 民となることのでき る者。 小売業者、IT関連産業 者、飲食業者またはサ ービス業者。	町内の空き家・空き店舗な どを活用し、新規に出店す るための改修や、空き家な どの所有者が新規出店をす るための自主改修に係る補 助。ただし、3年以上継続 して営業するものとする	2分の1以内で 100万円		
				年3回 ・4月末日 ・7月末日 ・10月末日	

医 療に関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
新生児聴覚検査	出産時に町内に居住 している妊婦が出産 した新生児	出生後に産婦人科で受け た聴覚検査費用を助成。 検査の種類はAABRまた はOAE検査	1人あたり1回 のみ 上限7,000円	委託産婦人科へ 事前に受診票を 提出	保健センター ☎42-1100
おたふくかぜ ワクチン予防 接種費用助成	町内に居住している 小学校始期に達する までの幼児	事前に同意書を提出、お たふくかぜワクチン接種 後、申請によって償還	1人あたり2回 を限度 上限6,160円	予防接種後 3ヶ月以内	

医療に関する助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
鍼灸治療費支給事業	町民	事前の申請により、鍼灸治療費の一部を助成	1日1回かつ年36回まで1回500円	通年	保健センター ☎42-1100
風しん予防接種助成事業	妊娠を希望する女性および同居家族	県の風しん抗体価検査で予防接種を勧められた者、風しん抗体価検査で抗体価が16倍未満の者に対して助成	上限1万円	予防接種後(年度内)	
特定不妊治療費助成事業	県の助成を受けている者	配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成	上限15万円	1年度目は3回まで、2年度目以降は年2回を限度に、通算5年間	
一般不妊治療・人工授精費助成事業	法律上婚姻関係にある夫婦	保険適応分の不妊治療、保険適応でない人工授精費用の一部を助成	各上限5万円	通算5年間(ただし、3年目以降は、医師が必要と判断し、2年を超えて一般不妊治療を受けた者に限る)	
妊婦健康診査費助成	町内に居住している妊婦	妊婦健康診査14回分の助成	指定内容の14回分	健診ごとに受診票を病院に提出	
妊婦歯科健康診査費助成	町内に居住している妊婦	妊娠中に受けた歯科健康診査費用を助成	妊娠中1回のみ無料	委託歯科医院を受診の際、歯科健康診査票を提出	

その他の助成事業

事業名	対象者等	助成内容	助成率・上限額等	申請期間	連絡先
姉妹町研修補助金	5人以上で北海道南幌町研修を実施する町内の各種団体、住民グループ等および町内に事業を有する中小企業者	姉妹町北海道南幌町へ研修旅行に要する経費に対する補助	町内に居住している12歳以上の者1人につき、年度内1回を限度に2万円	研修を実施する15日前まで	企画観光課 ☎42-1257
多良木町地域活動支援補助金	行政区	「地域の課題」や「将来の行政区のあり方」について、地域が主体となって取り組む事業に対する補助	補助対象経費の10分の10以内。上限10万円。	年2回(6月頃と10月頃を予定)	
多良木町歴史文化遺産保存整備等補助金	文化財管理者および管理団体	歴史文化遺産本体の修繕や周辺環境の改善などに対する整備の補助	①国・県指定は対象事業費の80% ②町指定は対象経費の75%(上限有り) ③町登録文化財は対象経費の50%(上限有り)	※指定文化財の修理は制限があるため、実施を計画する前に社会教育係に要協議	教育振興課 ☎42-1267
多良木町教育委員会関係各種大会等出場補助金	町内に居住している者で、別に定める助成対象となる個人または団体など	各種大会などに参加するための旅行に要する交通費および宿泊料に係る実費を補助。宿泊料については、別に定める宿泊料の定額以内とする	助成対象により助成率が変わるため要相談	出場する大会などがわかりましたら、申請前に社会教育係に要協議	
多良木町公民分館整備事業補助金	公民分館	公民分館の新築工事、増築工事、改築工事、下水道排水設備工事、多良木町下水道計画区域外の公民分館の合併浄化槽設置工事に対する補助	①新築、増築、改修は対象経費の20%(上限100万円) ②運動広場整備工事は一律50,000円など	改修や増築など計画前に社会教育係に要協議	



○ 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税（個人事業者）の振替納付日

令和元年分の申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税（個人事業者）の申告・納付期限が令和2年4月16日（木）に延長されたことに伴い、振替納付日は、次表のとおりとなります。

申告所得税及び復興特別所得税	令和2年5月15日（金）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和2年5月19日（火）

- ① 振替納付日の預貯金残高を必ずご確認ください。
- ② 振替納税による口座引落しができなかった場合は、4月17日（金）から延滞税がかかる場合があります。
ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

○ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い国税が一時に納付できない方のための猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた場合や、売上の急減により納付資力が著しく低下した場合など、所定の要件に該当するときは、税務署に申請することにより、猶予制度が適用される場合があります。

猶予制度に関する詳しい内容や、申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にお尋ねください。

【問合せ先】 人吉税務署（☎23-2311）※自動音声案内

障害のある方へ 各種手当について

●障害児福祉手当

身体又は知的・精神に重度の障害があり、日常生活に常に介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害者（児）に対し支給される手当です。ただし、施設入所中の人、障害を支給事由とする年金を受給している人には支給されません。

手当は、月額14,880円で、2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までの3か月分が支給されます。

●特別障害者手当

身体又は知的・精神に重度の障害があり、日常生活に常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障害者に対し支給される手当です。ただし、施設入所中の人、病院に3ヶ月を超えて入院している人には支給されません。

手当は、月額27,350円で、2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までの3か月分が支給されます。

●特別児童扶養手当

20歳未満で、身体又は知的・精神に中度以上の障害のある児童を養育している父もしくは母、又は父母に代わって養育している人に支給される手当です。

（手当額）①1級 …… 一人につき月額52,500円

②2級 …… 一人につき月額34,970円

手当は、4月、8月、11月にそれぞれ前月（11月は当月）までの4か月分を支給します。

※それぞれの手当については、所得による支給制限があります。

※令和2年4月からの手当額です。

【問合せ先】 多良木町役場 町民福祉課 ☎42-1256

(仮称) 熊本広貝山風力発電事業 計画段階環境配慮書の縦覧について

- 事業者名
MUL エナジーインベストメント株式会社（代表者：代表取締役 打田 欣生）
- 対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
（仮称）熊本広貝山風力発電事業（風力発電（陸上）、最大36,000キロワット）
- 対象事業の実施想定区域：熊本県球磨郡多良木町、五木村、相良村、あさぎり町の各一部
- 配慮書の縦覧
（仮称）熊本広貝山風力発電事業 計画段階環境配慮書
 - ① 縦覧場所：多良木町役場 企画観光課
 - ② 縦覧期間：令和2年6月2日（火）まで
 - ③ 縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）
- 配慮書の電子縦覧 電子縦覧：<http://www.mul-ei.co.jp/>
- 意見書の提出期限：令和2年6月2日（火）まで
- 問合せ先
MUL エナジーインベストメント株式会社 事業開発部
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
☎03-6895-9272（午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く）） 担当：佐野・菊池

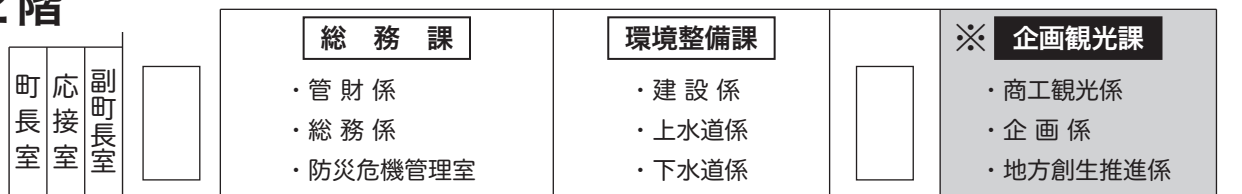


■庁舎内の配置が変更になりました ※変更箇所

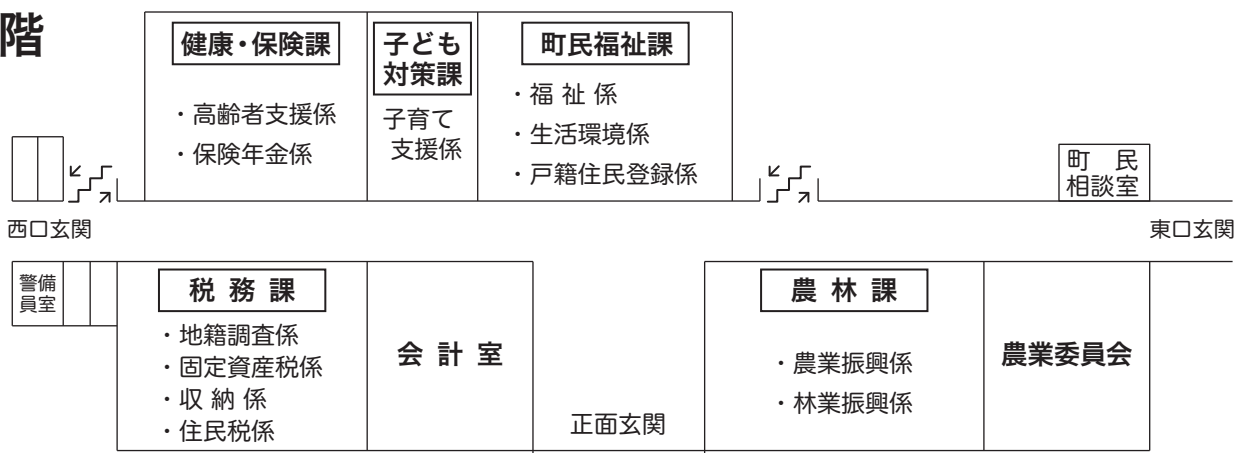
3 階



2 階



1 階



新規採用職員の紹介

4月に採用された6名の新人職員です。皆さまのご指導、よろしくお願いいたします。



企画観光課
むなかた せいま (26)
宗像 星磨 [多4-2]



環境整備課
なかがみ あきひと (20)
中神 彰仁 [多10-1]



子ども対策課
ごんどう せい (23)
権頭 聖河 [多8-2]



健康・保険課
ふくなが こうき (23)
福永 浩紀 [錦町]



税 務 課
たかき みゆ (18)
高木 美柚 [多8-1]



子ども対策課
まつお ゆうな (24)
松尾 祐奈 [多8-2]

3月の異動等

退職された皆さま、長い間、お疲れ様でした。

なお、4月から前田氏は再任用としてあさぎり町へ派遣、川畑氏は黒肥地小学校の校長先生に就任されました。

○退職者

前田 和博 (旧 総務課長)
今井 一久 (旧 教育振興課長)
那須 美紀
(旧 子ども対策課多良木学園参事)
堂本 英文
(旧 子ども対策課子育て支援係参事)

○異 動

川畑 雄二
(旧 教育振興課付課長 指導主事)



多良木町職員名簿

令和2年4月1日現在

部局	課名等	課長	係名	主幹・係長	課員				
町	総務課	仲川 広人	総務	金子めぐみ	☆久保田 大	☆北崎 正樹	☆吉鶴光太郎	☆下田 麻里	
			電算情報	兼金子めぐみ	山本光一郎	尾方 翔			
			防災危機管理	◎椎葉 純	安藤 弘樹				
			管財	山下 仁美	兼安藤 弘樹	★松本 和則			
			あさぎり町派遣		★前田 和博				
			益城町派遣		☆谷村 志乃				
			熊本県派遣		山下 哲弥				
	企画観光課	岡本 雅博	企画	山村 忍	☆西 輝樹	沖松 保幸	大林 遥奈		
			地方創生推進	栃原 誠	才津 宜大				
			商工観光	村山 朋美	小原恵梨香	宗像 星磨			
				◎村上 大輔					
	会計室	小林 昭洋	会計	上村由美子	☆那須 梢恵	☆吉鶴 緑			
	税務課	平川 博	固定資産税	椎葉 直宏	沖 敏行	高木 美柚			
			住民税	淵田 美春	☆那須 理佳	☆黒木 勇樹	黒木 佑宜		
			収納	木下 孝二	★小田 智子				
			地籍調査	執柄 健一	荒川 秀樹	溝辺 政孝			
	町民福祉課	大石 浩文	戸籍住民登録	長田 憲士	☆佐藤 愛子	瀧森 栞	下田 春香		
			生活環境	久保 広睦	高田 明宏				
			福祉	◎恒松つぐみ	上淵 志織	矢立 志穂	里田 湧生		
	子ども対策課	新堀 英治	子育て支援	吉地 美紀	☆大石 尚美	藤田 周平	松尾 祐奈	権頭 聖河	
	健康・保険課	東 健一郎		◎松山 文子					
			保険年金	魚住 雅彦	☆執柄 由美	川口加奈子	金子 貴範		
			高齢者支援	那須研太郎	☆松下 琢磨	☆新堀 理絵	佐々木里奈	福永 浩紀	
			健康増進	和泉 理恵	☆永井 香子	☆東 祐	豊永 花愛	村中 瑞生	
	農林課	水田 寛明	農業振興	竹下 政孝	☆栃原英里香	☆草場 薫	☆上田 和明	西 公太郎	上村聡一郎
			林業振興	那須 隆二	☆秋山 宏文	畠山 治	柳川 智寛		
	環境整備課	久保日出信	建設	佐々木英人	☆多田 哲弥	☆嶋元 竜也	瀧森 脩平	和田 省吾	鎌田 紘紀
			下水道	兼林田 裕一	吉永 泰浩	田中 雄大			
			上水道	◎林田 裕一	坂上むつみ	中神 彰仁			
企業									
議会	議会事務局	林田 浩之	議会事務局	◎浅川 英司	☆山本 美和				
教育委員会	教育振興課	黒木庄一郎 早田 靖伸	学校教育	中村 綾子	☆西 史子	☆矢立 健	高森菜穂子		
			社会教育	永井 孝宏	☆山下 義博	上村 麻妃	中村 海志		
			学校給食	大森 博範					
農委	農業委員会	小田 章一	事務局	赤川 和幸	☆星原 由美				

◎……主幹 ☆……参事 ★……再任用(参事)

各課等直通電話番号			
総務課	代表	42-6111	健康・保険課 42-1255
企画観光課		42-1257	子ども対策課 42-1262
環境整備課		42-1259	町民福祉課 42-1256
教育振興課	学校教育係	42-1266	税務課 42-1254
	社会教育係	42-1267	会計室 42-1253
	学校給食	42-2035	農林課 42-1252
議会事務局		42-1265	農業委員会 42-1251

町税および使用料等の納期限について

多良木町の令和2年度の納期については、次のとおりとなりますので、納期内の納付をよろしくお願い致します。

税 目 等	担 当 課		納 期 (月)											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
軽自動車税	税 務 課 42-1254			○										
住 民 税					○		○					○		
固定資産税					○			○			○		○	
保 育 料	子ども対策課 42-1262		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険税	健康・保険課 42-1255			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
後期高齢者医療保険料						○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料			○		○		○		○		○		○	
下水道受益者分担金	環 境 整 備 課 42-1259				○			○			○			○
住宅使用料			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上・下水道使用料			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

軽自動車税の納付は6月1日(月)までに

軽自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の6月1日までに多良木町指定金融機関または多良木町収納代理金融機関において納めていただきますようお願い致します。

また、軽自動車税の口座振替につきましては、5月25日になりますので通帳の残高確認をお願い致します。

なお、軽自動車税の課税につきましては4月1日現在において所有、または使用されている納税義務者へ納税通知書を送付することになっていきます。

来年度からの軽自動車税の口座振替も受け付けておりますので、便利な口座振替もご利用ください。

○問合せ先

税務課 住民税係
☎42-1254

ジョブカフェ・球磨ブランチの出張相談会について

無料職業相談室「ジョブカフェ・球磨ブランチ」が球磨地域振興局に開設されています。

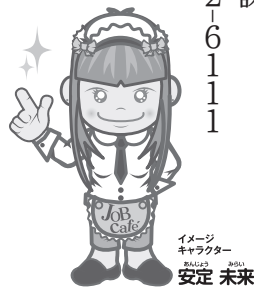
多良木町への出張相談会は、月に1回開催されています。お仕事や就職活動などにお困りの方はお気軽にご相談ください。

○実施日 5月28日(木)
○時間 午前10時～午後4時
○場所 多良木町役場
1階市民相談室

○問合せ先

ジョブカフェ・球磨ブランチ
☎22-0555

総務課
☎42-6111



心配ごと・無料法律相談会

相続や借金、土地家屋等に関する問題を弁護士などがお伺いします。臨床心理士による「こころの健康相談」もあります。予約不要ですが、予約があれば優先します。

○日時 6月24日(水)

○場所

多良木町多目的研修センター

○問合せ先

町民福祉課
☎42-1256

消費生活なんでも相談会

予約不要ですが、予約があれば優先します。球磨郡町村の住民の方も相談を受ける事ができます。

○日時 10月18日(日)
12月15日(火)

○場所・問合せ先

人吉市消費生活センター
☎22-2111

繁殖期の野鳥保護及び指導取締強化月間について

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちてくるのを見かけた場合は、近くに姿が見えなくても親鳥が世話をしていますので拾わないようにしましょう。

熊本県では、5月10日から1か月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲等の防止に取り組んでいます。

野生鳥獣又は鳥類の卵は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、狩猟による捕獲許可を受けたもの以外は、原則としてその捕獲、殺傷又は採取が禁止されています。

なお、野生鳥獣(メジロ、ホオジロなど)の愛がん飼養

目的の捕獲は、鳥獣の乱獲を助長する恐れがあることから許可していません。

ただし、平成24年3月31日までに、許可を得て捕獲し飼養登録済みの個体は、更新手続きを行うことで、引き続き飼養することができます。

○問合せ先

農林課 林業振興係
☎42-1252

球磨地域振興局 森林保全課
☎24-4190

《コロナウィルスについて 県からのお知らせ》

熊本県産の農林水産物を食べましょう！

熊本県は豊かな自然環境に恵まれ、すいかや「くまもとあか牛」、マダイなど、様々な農林水産物の生産が盛んに行われています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、イベント等の自粛が相次ぎ、外出も控え気味になっている今、ご家庭で美味しい熊本産の農林水産物を使った食事を楽しんでみませんか。栄養満点の食事で、免疫力も高めていきましょう。

○問合せ先

熊本県 農林水産政策課
☎096-333-2364

6月 暮らしのカレンダー

※ 町内リサイクルは雨天等で中止になった場合は、次の土曜日に実施。

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 3ヶ月健診 (R2.2月生) 図書室休館日	3	4 離乳食教室 (R1.12~R2.1月生) 6ヶ月児健診 (R1.11月生)	5	6 町内リサイクル ・中山運動広場 ・武道館
7	8 母子手帳交付 育児相談	9 図書室休館日	10 年金相談会(要予約)	11 あすなろ会	12	13
14	15	16 図書室休館日	17	18	19 町内リサイクル ・槻木地区	20 町内リサイクル ・赤坂・里の城 ・黒肥地公民館
21	22 母子手帳交付 育児相談	23 図書室休館日	24 年金相談会(要予約)	25 あすなろ会	26	27
28	29	30 1歳児歯科健診 (R1.5月生) 2歳6ヶ月児健診 (H29.9~12月生) 図書室休館日	 ◆母子手帳交付 (9:30~11:00) ※受付9:15~ ◆育児相談 (13:00~15:00) ◆あすなろ会 (断酒会) (19:30~)			

休日在宅医・当番薬局

■診療時間は、午前9時から午後5時までです。

■当番医の変更などがありますので、受診時は医療機関へご確認ください。

期日	休日在宅医 (6月分)	電話	休日当番薬局 (6月分)
7日(日)	増田耳鼻咽喉科クリニック (あさぎり町)	45-8001	清風薬局サンロード免田店(49-9600)
	ほづみ皮膚科医院 (錦町)	26-5300	さくら調剤薬局医療センター前店(32-9657)
	人吉医療センター小児科 (人吉市)	22-2191	
14日(日)	東 病院 (あさぎり町)	45-5711	岡原けんこう堂薬局(45-6023)
	小川整形外科医院 (錦町)	38-3455	きりん薬局岡原店(45-1280)
	やまむら小児科・内科 (あさぎり町)	45-0005	エスエス堂きりん本町薬局(45-6330)
21日(日)	犬童耳鼻咽喉科 (多良木町)	43-0777	きりん薬局原田店(42-6900)
	脳神経外科小林クリニック (錦町)	38-5670	百太郎薬局(28-8123)
	堤病院附属九日町診療所小児科 (人吉市)	22-2251	さくら調剤薬局九日町店(22-2162)
28日(日)	犬童内科胃腸科医院 (あさぎり町)	45-1125	くるみ薬局(49-9630)
	緒方医院 (相良村)	35-0131	ファーコス薬局多良木いちご(42-6888)
	公立多良木病院小児科 (多良木町)	42-2560	くま薬局(35-1300) 山口薬局(42-2123)

※当番薬局は都合により変更になる時があります。

■公共料金 (5月分) の納入について

税目および使用料	担 当 課 (電話番号)	納 期 限	口座振替日
軽自動車税	税 務 課 (☎42-1254)	6月1日(月)	5月25日(月)
国民健康保険税 1期	健康・保険課 (☎42-1255)	6月1日(月)	
保 育 料	子ども対策課 (☎42-1262)	毎月最終日	
住宅使用料	環境整備課 (☎42-1259)	毎月最終日	
上・下水道使用料	環境整備課 (☎42-1259)	毎月最終日	

※ 5月1日現在の人口の動きと4月の交通事故発生状況については、次号で掲載します。

社会福祉協議会会費納入のお願い

～ともに支えあう福祉の地域づくり～

社会福祉協議会では「誰もが安心して暮らせる福祉の町づくり」を目指して福祉事業を推進しています。

社協の地域福祉活動の運営費は、今回お願いする社協会費に加え、皆さまからの寄付金や町補助金、赤い羽根共同募金の配分金により支えられています。毎年ご協力いただいております。

住みやすい社会福祉協議会は、住民相互の福祉の向上のために、皆さまのご理解のもとに社協の会員として1戸あたり500円の会費の納入をお願いするものです。

会費につきましては、地区社協、いきいきサロン、ボランティア育成事業、歳末助成金、老人福祉、障害児・者福祉、児童・青少年福祉、母子・父子福祉、福祉育成活動などの運営費として使用させていただきます。

本年度も地域福祉活動を推進していきたいと思っておりますので、社協会費へのご協力・ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかる特例貸付

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を次のとおり実施しています。

具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、多良木町社会福祉協議会（電話 42-1112）までお問合せください。

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

・10万円以内（一定要件の場合 20万円以内）

■据置期間：1年以内

■償還期限：2年以内

■貸付利子・保証人：無利子・不要

失業された方等向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額：・（2人以上）月20万円以内

・（単身）月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

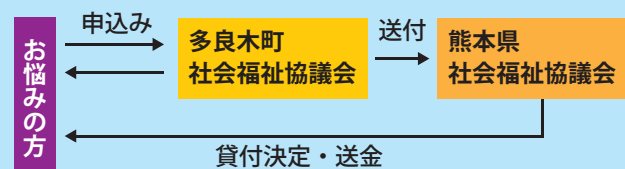
■据置期間：1年以内

■償還期限：10年以内

■貸付利子・保証人：無利子・不要

注 原則、自立相談支援事業等の利用により、継続的な支援を受けることが要件となります。

貸付手続きの流れ



「赤十字運動」にご協力ください

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」として、皆さまに赤十字会員への加入をお願いし、年額500円以上の会費のご協力とともに、赤十字の人的活動へのご理解を求める運動を展開しております。

納入いただきました会費は、日本赤十字社熊本県支部に納付し、次のような赤十字活動に役立てられます。

・災害救護活動

国内災害現場での医療救護や救援物資の配布等

・国際活動

海外の紛争や自然災害による被災者に対し、全世界の赤十字社が協力して支援

・赤十字講習会

心肺蘇生やAEDの操作方法などの講習等

・赤十字ボランティア

県内で約16,000人のボランティアが災害に備えた訓練や地域の要望に応じた活動を行う

・青少年赤十字（JRC）

将来を担う青少年が、赤十字精神を基に自らを育むことを目指して活動



次の方々から社会福祉のためにとご寄付をいただきました。皆さまの温かい善意に感謝申し上げます。故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

（敬称略・受付順）

坂本成一（故セツ子） 黒10区
田上裕一（故エミ子） 久4区
淋幹子（故直） 多10区の1
中村和也（故勇吉） 多5区の2

